

草津小学校の子ども達を
いじめから守るために

いじめ STOP



しない させない みのがさない

こんな場面、「いじめ」でしょうか？

休み時間になっても自力で問題を解いているときに勝手に答えを言われて、嫌な気持ちになった。

ドッジボールで遊んでいた時に、相手の投げたボールが顔に当たり、痛くて嫌だった。

休み時間にサッカーをしている時、自分がミスをし、周囲の子に笑われて嫌な気持ちになった。

みんなには「おはよう」と言っているのに、自分だけ言ってもらえず、嫌な気持ちになった。



どの場面も、「いじめ防止対策推進法」ではいじめと判断されることがあります。

いじめの定義をご存じですか？

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめ防止対策推進法より抜粋】

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、上記のように定義されています。「パソコン・携帯電話での中傷、悪口」などの種類も追加されました。

つまり「いじめ」とは…

- 被害者と加害者が知り合い同士
- 心理的または物理的な影響を与える行為があった
- 被害を受けた子どもが「嫌な気持ちになった」「痛い思いをした」など心身の苦痛を感じている

この3つが当てはまる場合のことです。

一見仲がよさそうに見えても、実はいじめられていることも考えられます。

本人に「いじめのつもりではなかった」といじめた認識がなくても、加害者になってしまうケースがあります。

人を気づかう言動ができるように心がけておくことが重要です。

こんなことが、「いじめ」です。

- (1) からかわれたり、嫌なことを言われたりする。
- (2) 仲間外れ、無視される。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする。
- (4) ひどくけられたり、プロレス技をかけられたりする。
- (5) 物をかくされたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (6) 嫌なことやはずかしいこと、危険なことをさせられる。
- (7) インターネット上で悪口などを書かれる。

これは「いじめ」ではないよね？

- 「いじり」や「からかい」は、まだいじめではない。
- 「善意」や「無意識」でしたことは、いじめではない。
- 「すぐに謝って、相手も許している」からいじめではない。

いいえ、いじめではないとは言いきれません。
被害者がつらいと感じたら、「いじめ」です。

子どものSOSを みのがさない

子ども同士の気になる言動を見逃さず、子どもの話をしっかり聞くことを大切にしています。全校児童を対象に、年3回のアンケートを実施し、子どもの現状をつかんでいます。

話やすい関係と 機会・場をつくる

教育相談週間を設け（年2回）、子ども一人ひとりと話す時間を持っています。また、「保健室」「心の保健室」において、担任以外の先生とも話せる場を作っています。

草津小 いじめ未然防止の取組み

「いじめを許さない」心を育て、 行動できる子どもを育てる

一人ひとりの違いを認め、受け入れ、お互いを大切にできる学級づくりをめざしています。道徳の時間や学級活動などでは、いじめをなくすために自分にできることや、いじめにあたり見たりした時、どう行動するかについて学習しています。また、学校行事、なかまや長縄の日などの機会を捉えて集団の力を高め、いじめは「しない」「させない」「ゆるさない」学校をめざしています。

認知件数について

学校が情報を確認したもののうち、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」にあると判断されたものすべての数字が「認知件数」です。どんな些細なトラブルもいじめに発展する可能性があるかと捉え、丁寧な対応を行った件数の報告のことです。

草津小「いじめ防止基本方針」より〔令和5年4月〕

いじめ

（わも？しれないこと）が 気づいたら…

草津小の先生たちは、

すぐに解決のために動き出します！



あれって、いじめじゃないかなあ？



- 気づいた人は、どの先生でもいいので、（先生には話にくい時は、友だちやおうちの人に）知らせてください。
- 知らせを聞いた人は、先生に伝えてください。知らせを聞いた先生から草津小の先生たちに必ず伝わります。

「学校問題対策委員会・いじめ対策委員会」

【メンバー】 関係する学年や学級の先生たち・生徒指導の先生・保健室の先生・教育相談の先生・教務の先生たち・児童支援の先生たち・教頭先生・校長先生
(スクールソーシャルワーカー等専門家の先生たち)

★解決に向かうまで何度でも対策委員会を開きます。

くわしく調べます

- いじめをしたかもしれない子ども、いじめをされたと感じている子ども、様子を見ていた子どもなどから、それぞれ話を聞きます。状況に応じて、学習中に話を聞くこともあります。
- 聞いたことを合わせて、起こったことを確かめます。話が合わなかったら、聞きなおします。



保護者に連絡します

- いじめをした子ども・いじめをされた子ども両方の保護者に連絡し、起こったことなどを伝えます。



いじめをした子どもなどを指導します

- いじめの内容によっては、学校以外の人に指導に協力してもらうこともあります。
- 草津市教育委員会・関係機関や、コミュニティスクール等に状況を報告します。



場合によっては



いじめたことを謝る会を開きます

- いじめをした子どもと保護者が、反省の気持ちを話します。
- いじめをされた子どもと保護者が、今の気持ちを話します。
- 学校(先生)から、これからの見守りや見届け、再発防止等について話をします。



その後も様子を見守り、見届け保護者に状況をお知らせします

- 指導後の様子について、多くの教師の目で見届け、保護者にお知らせします。

再発の防止に取り組みます

- 同じようなことが二度と起らないよう、再発を防ぐための取組を行います。



誰もがいじめられる側、いじめる側になる可能性があります。お子さんは、保護者の声かけを待っているかもしれません。お子さんの様子、変化を見逃さないようにすることが大切です。



こどもの変化

- 買った覚えのないものを持っている。
- 与えた以上のお金を持っている。または、お小遣いでは買えないものを持っている。
- 親の言うことを聞かなくなり、言葉遣いが荒くなる。
- 親が部屋に入ることを極端に嫌がるようになった。
- 「洗濯物を自分でする」と急に言い出す。

生活の変化

- 朝、なかなか起きられない。
- 朝になると色々な理由をつけて学校を休みたがる。
- 遅刻、早退が増えた。
- 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
- 服がよごれたり、やぶれたりしている。
- 自分を否定するような言動が増える。
- 夜、寝られていない。

学校での変化

- 学校で使うものや持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
- 教科書やノートに落書きをされたり破られたりしている。

友だち関係の変化

- 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。
- 学校や友だちに対する不平、不満を言うことが増える。
- 転校したい、消えてしまいたいなどの話をするようになる

家庭での変化

- 表情が暗く、会話が少なくなる。
- イライラし、家族や物にあたる。
- 自分の部屋に閉じこもっている時間が増える。
- 家からお金を勝手に持ち出したり、必要以上にお金をほしがる。

家族 で子どもの変化を キャッチするために

- 子どもと過ごす時間を作りましょう。
- 子どもの様子にアンテナを張りましょう。
- 悩みがあれば一人で悩まずに誰かに相談することが大切であることを子どもに伝えましょう。



テクノロジーの発達スピードがめざましく、スマートフォンやSNSでのトラブルやいじめが複雑になり、見えにくくなっています。



こんな状況にご注意ください。すべていじめです。

- 本人に許可なくSNSに写真を投稿したり、グループラインにアップした。
- ゼンリーなど位置情報サービスアプリで自宅等を特定し、他人に教える。
- もらった写真を加工して、他人に見せる。
- 偽アカウントを作成し、第三者になりすまして悪口を書き込んだり、送信したりする。
- 匿名性の高い質問箱（インスタグラムなど）に誹謗中傷を書き込む。

個人情報

個人情報を掲載すると肖像権やプライバシー権の侵害にあたることもあります。加害者にも被害者にもなる可能性があることを子どもに理解させましょう。

誹謗中傷

特定の個人に対する悪口や誹謗中傷は名誉棄損罪などの罪に問われる場合があることを子どもに伝えましょう。

ネット対策

インターネットの有害サイトを閲覧できないようにするフィルタリングを設定しましょう。

SNSや掲示板で誹謗中傷、悪口を書かれ削除したいと思ったら…

ネット上の書き込みを学校が把握することは難しく、学校が常に監視して関わっていくことには限界があります。ネット上の書き込みの削除依頼は、学校ではなく、原則として、本人または保護者が行うこととなります。学校はその方法などについて助言を行い、支援します。犯罪性が高い場合は、警察に通報することも重要です。



違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に対して適切な対応を促進する目的で、対応に関するアドバイスや関連情報の提供等を行う相談窓口です。インターネットにおける違法・有害情報に対する削除等の対応方法について教えてください。

<https://ihaho.jp/>

インターネット・ホットラインセンター

インターネット上の違法・有害情報に関する通報を警察庁に情報提供し、サイト管理者等に送信防止措置を依頼する等の業務を行っています。相談窓口ではありません。

<https://www.internethotline.jp/>

